

計画作成年月	平成 21 年 2 月
計画変更年月	平成 23 年 4 月
計画変更年月	令和 3 年 4 月
計画主体	姫 路 市

姫路市アライグマ等防除実施計画

〈連絡先〉

担当部署名 姫路市農林水産環境局農林水産部北部農林事務所

所 在 地 兵庫県姫路市夢前町前之庄 2 1 6 0

電 話 番 号 0 7 9 - 3 3 6 - 4 4 1 2

FAX 番 号 0 7 9 - 3 3 6 - 4 4 2 0

メールアドレス tyojyu@city.himeji.hyogo.jp

目 次

1	計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	特定外来生物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	防除を行う区域・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	防除を行う期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	現 状・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 生息状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3) アライグマ捕獲状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(4) ヌートリア捕獲状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	目 標・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	防除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・	13
9	普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	13
10	様式類・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1 計画策定の背景と目的

姫路市アライグマ等防除実施計画は、特定外来生物アライグマ及びヌートリアが生態系、人の生命や身体及び農林水産業へ及ぼす被害を防止するため策定したものです。

(1) 外来種問題の発生と取組

外来種とは、その地域に本来生息していない種のこと、それが人為的に持ち込まれることにより、その地域の自然の安定性や人間生活が乱されるという問題があります。

平成14年の生物多様性条約締結国会議では、「外来種の侵入の予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」と表記します。）が公布され、同17年6月から施行されています。

この法律は、外来生物により生態系、人の生命や身体及び農林水産業への被害を防止することを目的としており、そのような被害を及ぼす生物を「特定外来生物」として指定し、野外へ放つことが厳しく禁止されるとともに、輸入・販売・飼育も原則禁止され、安易な飼育や野生化に歯止めがかけられました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方自治体などが「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」※が実施できることになりました。

※ 防除とは

特定外来生物による被害を防止するための捕獲及び処分、侵入の予防措置、被害発生防止措置のことを言います。

(2) アライグマ・ヌートリア（以下「アライグマ等」という。）問題の特定外来生物への指定

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、1970年代から愛玩動物として大量に輸入され飼育され始めました。しかし、飼いきれなくなり途中で捨てられたり、逃げ出したりして、野生化し繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したアライグマは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

ヌートリアは南米原産で、本来日本には生息していませんでした。丈夫で育てやすく、柔らかい上質な毛皮が安価に輸入できるため、第二次世界大戦頃には世界中で軍隊の防寒服用に飼育され、日本では1939年にフランスから150頭が輸入されて飼育が奨励され、そのため1944年頃には、全国で4万頭が飼育されていました。しかし、終戦後、毛皮の輸入が激減し、その多くが野外に放逐され、1950年代の毛皮ブームで飼育が流行したものの、その後の毛皮価格の

暴落に伴い、大多数が野に放たれ、野生化し、繁殖を続けるようになりました。こうして野生化したヌートリアは、深刻な農業被害や生態系被害をもたらす動物として外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 本市におけるアライグマ等対策

① アライグマ等問題の発生

アライグマは、昭和 50 年代から生息が確認されていましたが、その後、平成 10 年頃から生息域が急速に広がり、現在では相当な数が生息しており、今後さらに増加していくと予想されます。

それに伴い、農業被害や家屋侵入被害も増加し、国内では天敵がいない上に繁殖力が強く、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、在来の生態系への被害も危惧されています。

さらに、狂犬病※アライグマ回虫症※など動物由来感染症を媒介することも懸念されています。

ヌートリアは、地元農区や猟友会会員の話によれば昭和 50 年頃から生息が確認されていましたが、その後、生息域が広がり生息頭数も増加していると予想されます。

それに伴い、イネや葉野菜・田植え後の苗などに対する食害や、水田の畦の破壊等農業被害や在来の生態系への被害も発生しており、今後も拡大が危惧されています。

※ アライグマの狂犬病について

狂犬病ウイルスは、主に発病動物に噛まれ、唾液中に排出されるウイルスが傷口より体内に侵入することにより伝播されます。体内に侵入したウイルスは、末梢神経を介して中枢神経組織に達し、そこで大量に増えてさらに各神経組織に伝わり、唾液腺で増殖します。発病した人や動物は咽喉頭の麻痺により唾液を飲み込むことが出来ず、結果としてウイルスは唾液と共に体外に排出されることになります。潜伏期間は長く一定せず平均で 1～2 か月を要しますが、時には 7 年間の例も人で報告されています。発病すると、物事に極めて過敏になり、狂躁状態となって、動物では目の前にあるもの全てにかみつくことになります。（狂躁型）。その後、全身麻痺がおこり、最後は昏睡状態となって死亡します。発病後終始麻痺状態の動物も 15～20%認められます(麻痺型)。他の動物や人も基本的には犬とほぼ同じ経過で発病死します。豚や馬では狂躁型が、牛では麻痺型が多く認められます。人は水を飲むときに、その刺激で咽喉頭や全身の麻痺が起こり苦痛で水が飲めないことから「恐水病」とも呼ばれています。

源 宜之(岐阜大学農学部 獣医公衆衛生学講座) HP より抜粋

※ アライグマ回虫症について

アメリカで1981年に、初めて発見されました。2002年までに重症脳障害12例、死亡5例が報告されています。感染すると現在のところ治療法はありません。

今のところ日本の野生化個体からは未検出ですが、ふれあい動物園などでの飼育個体からは検出されています。2000年に、アライグマと同じ施設で飼育されていたウサギが感染して死亡した報告がありますので、野生化したアライグマが回虫症を保有している飼育個体と接触し感染が広がる可能性は十分に考えられます。

アライグマ回虫症は、アライグマに寄生し糞尿と一緒に虫卵が出てきます。卵は、アライグマをはじめ、タヌキ、リス、ネズミ、ヒトなどの動物経口感染し、体内で孵化します。アライグマ以外の生物の体内で孵化した楊柳は、脳や神経などで成長性、その影響で結果として神経障害等を引き起こし、最悪の場合宿主を殺してしまいます。アライグマ回虫は感染した動物（アライグマ以外）が死ぬとその死体をアライグマが食べることで分布を広げるといった生活環を持っており、結果として感染が拡大するというわけです。

アライグマが多数生息し、アライグマ回虫の虫卵がまかれているような地域では、砂場で遊んでいる子どもが口をぬぐったり、川の水で顔や手を洗ったりして感染する可能性がありますので、重運な注意が必要です。

あらいぐま対策@かながわ 金田正人 氏

② これまでの本市におけるアライグマ等対策

アライグマには、農業被害や家屋侵入被害に対応するため、農地への侵入防止策とあわせて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成26年5月30日鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正。以下「鳥獣保護管理法」という表記します。）及び姫路市アライグマ防除実施計画に基づき有害鳥獣捕獲が行われてきましたが、増加するアライグマの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

ヌートリアには農業被害に対応するため、農地への侵入防止策とあわせて「鳥獣保護管理法」及び姫路市ヌートリア防除実施計画に基づき有害鳥獣捕獲が行われてきましたが、増加傾向にあるヌートリアの生息頭数や被害を低減するには至っていません。

③ 今後のアライグマ等対策

アライグマは前記のとおり、本来、日本には生息していない、又、すべきでない動物であり、本市においても、従来の対症療法的な被害防止対策から、計画的で効率的な対策が望まれています。

このため、兵庫県が平成18年6月に策定した、「兵庫県アライグマ防除指針」に沿って、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定の上、計画的な防除を進めてきたところですがまだまだ増加傾向にあるので、農林水産省・環境省告示第8号・第9号に基づき令和13年3月31日まで計

画を進めていくこととします。

(4) 第2・第3のアライグマ・ヌートリア問題が発生しないように

アライグマが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、アライグマを安易に輸入・販売し、無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡を許した人間の責任といえます。

ヌートリアが野生化し、被害を及ぼすようになったのは、ヌートリアを毛皮取得のために安易に輸入し、毛皮のブームが去ると同時に無責任に捨てたり、不十分な管理により逃亡・野生化させた人間の責任といえます。

今後は、我々人間が、家庭で動物を飼う責任を十分に理解し、アライグマ・ヌートリアの悲劇を繰り返さないように努めていくとともに、人間の責任で被害が発生したという事実を十分認識した上で防除に努めていく必要があります。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

ヌートリア（学名：*Myocastor coypus*）

3 防除を行う区域

姫路市全域

4 防除を行う期間

確認を受けた日から令和13年3月31日まで

5 現状

(1) 生息状況

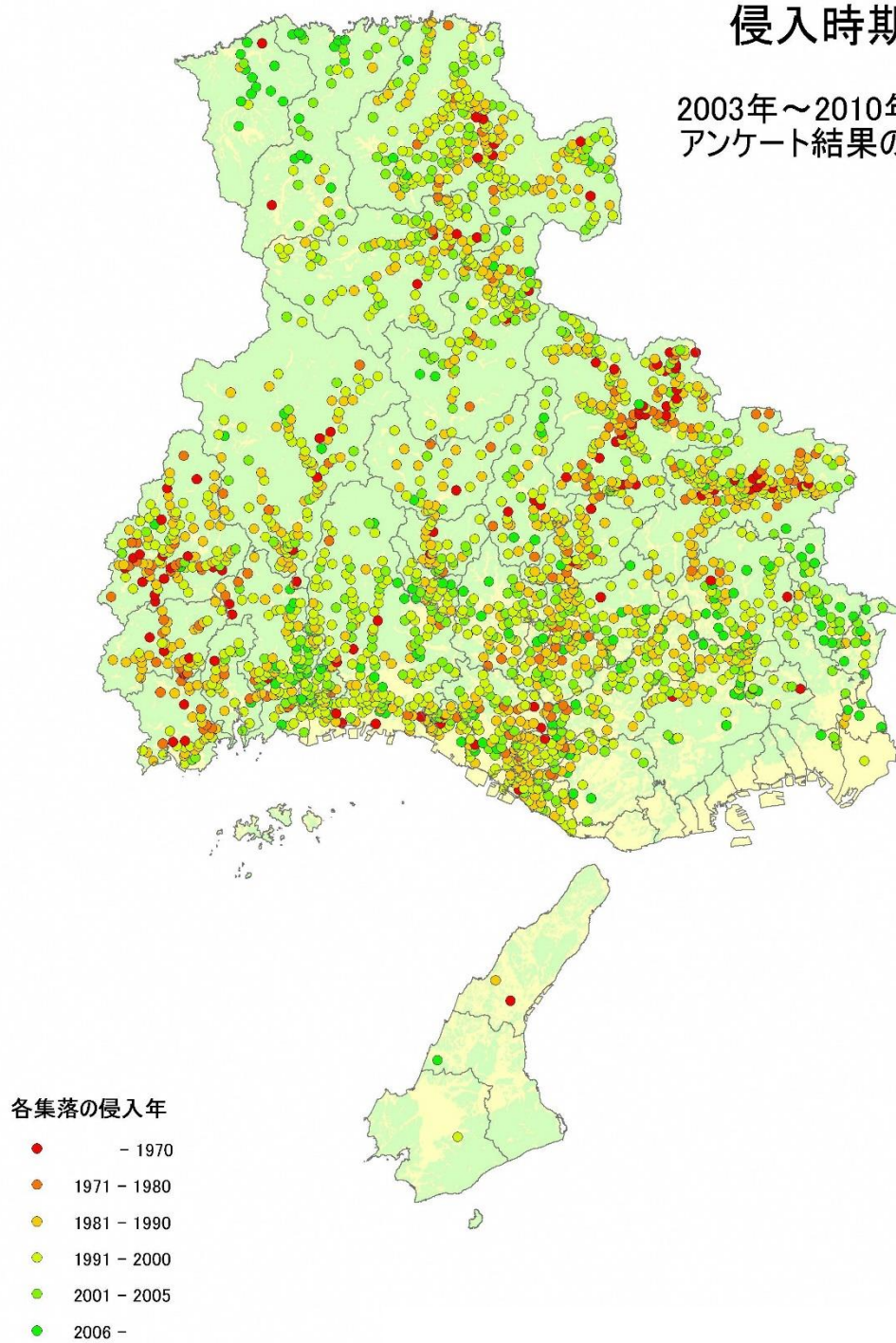
アライグマの生息状況については、昭和50年代に本市の東端に位置する飾東町で目撃され始め、昭和60年頃にはその南西の別所町でも目撃されるようになり、平成10年頃～平成16年頃にかけて生息域を大幅に拡大し、現在ではほぼ市内全域から目撃情報が寄せられるようになりました。生息数についても、正確な数は把握しようがありませんが、有害鳥獣駆除にあたっている猟友会の報告によれば、平成20年度には捕獲数が70匹を超え、平成21年度には101匹の捕獲がありながら被害は減少しておらず、生息数低減には至っていないと推測されます。

ヌートリアにあっては、有害鳥獣捕獲の申請や平成21年度末に行われた鳥獣害アンケート（兵庫県森林動物研究センターによる）の集計結果によると、姫路市では、これまで市内ほぼ全域で生息が確認されています。

ヌートリア

侵入時期

2003年～2010年度の
アンケート結果の集計



(兵庫県森林動物研究センターHP より抜粋)

(2) 被害状況

アライグマにおける被害状況については、スイカやイチゴ、ブドウ、トウモロコシ等が食い荒らされるという農業被害はもちろんのこと、平成18年度に入っ
てからは家屋へ侵入され食物を奪われる、屋根裏や床下に侵入し巣を作る、養殖
している鯉や金魚が食べられる、ペットのウサギや鶏が捕食される等の被害報告
も受けており、規模やその態様が年々深刻さを増してきています。

ヌートリアは、現在のところ水稻、野菜等農作物の被害が報告されています。
昨今、田植え時期から出沒し水稻被害が多く、又、近隣市街地内の農地にも多数
出沒し特にため池や河川に生息していることから子供が不用意に近づきがをす
る危険性があるのではと、近隣の住民から通報を受けたこともあります。

(3) アライグマ捕獲状況

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
頭数	110	61	71	101	154	128	146
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
頭数	153	195	268	333	292	390	388

(4) ヌートリア捕獲状況

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
頭数	47	88	79	119	100	68	111
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
頭数	120	55	57	31	49	21	29

(参考) 2009年度鳥獣害アンケート調査について

(以下は、森林動物研究センターホームページから抜粋)

「調査の目的」

この調査は、兵庫県内の野生動物の生息と被害の状況を把握し、以下のような
目的に役立てるために行っています。

- 1、農家の方には、周辺地区も含めた広域的な状況をごらんになった上で、今後
の農業被害対策を考えていただくために
- 2、都市にお住まいで、生息状況や被害の現状をご存じない方には、その実情を
把握し、社会的な課題を共有していただくために
- 3、行政上の意思決定をされる方や野生動物の問題に取り組もうとされる方には、
今の課題を正確に把握して、適切な施策や活動を企画立案して頂くために

調査は、2003年度から毎年実施しています。ツキノワグマなどの出沒状況は年によ
って大きく異なり、またヌートリアやアライグマなどの分布や被害は年々拡大して
います。このような年ごとの変化を把握するために毎年継続して調査をしています。

6 目 標

本市においては、アライグマ等の生息が広い範囲に拡大しており、その生息頭数もかなり多いものと考えられるため、本計画期間の目標は、被害の低減及び生息頭数の減少とします。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標頭数の変更を行うものとします。

7 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、被害の多発している地域や市民からの通報等の多い地域を、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化する地域として設定を行います。

② 捕獲方法

アライグマ等の生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則としてわなによる捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲班の編成

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成します。

イ 捕獲班の構成

捕獲班を構成し捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」と言います。）は、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者としてします。ただし、次の（ア）～（エ）の要件をすべて満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲従事者に含む事が出来ることとします。（銃器を使わない場合）。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

（ア） 市、一般社団法人兵庫県猟友会、又は県が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者

（イ） 良識があり、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者

（ウ） 施設賠償責任保険（保険金額が 3,000 万円以上であるもの）に加入している者（ただし、市町が損害賠償の責を負う場合は不要）

（エ） 免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、わな猟免許を所持する者の指導を受け、免許非所持者は捕獲行為を行うこととします。

ウ 個人による捕獲

原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者としてします。ただし、次の要件を満たしている場合には、狩猟免許を有しない者であっても捕獲を行うことができることとします。

【狩猟免許を有しない者の捕獲要件】

垣、柵その他これに類するもので囲まれた自らの居住する家屋の敷地内及び農業者が自ら耕作・管理する農地において、土地の所有者又は借受人もしくは管理者の了承を得て、自己責任・管理において、箱わなを設置して捕獲しようとする者。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見回りを行うことは、捕獲行為には当たりません。

エ 捕獲従事者台帳の整備等

本市から捕獲従事者に対し捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の担当地域、狩猟免許の有無等について記載した台帳（様式第 1 号）を整備します。

④ 捕獲に係る留意事項

本市及び捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に十分留意することとします。

ア 錯誤捕獲の防止

- ・ 目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断します。
- ・ 夜間に捕獲されることが多いため、わな設置期間中は、原則として朝を中心に一日に一回以上の巡視を行うこととします。
- ・ 他の鳥獣がかかっていた場合は、速やかに放獣します。

イ 事故の発生防止

- ・ 事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲従事者は、市が発行する捕獲従事者証（様式第 2 号）を携帯するものとします。
- ・ わなを設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことなどが無いかなど周辺への安全確保を徹底します。
- ・ アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマ等の取り扱いに当たっては、皮手袋を使用し、接触や糞の始末の後は十分手洗いなどを行うようにします。また、万

一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとします。

- ・ 使用後の箱わなは、洗浄、消毒等を行い、感染症等を防止します。
- ・ 捕獲に使用する箱わなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した金属性またはプラスチック製の標識に、捕獲従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先及び捕獲期間を記載し装着することとします（文字の大きさは 1 文字あたり縦横 1 cm 以上）。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・ アライグマ等以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は可能な限り避けることとします。
- ・ 鳥獣保護管理法第 2 条第 9 項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第 55 条第 1 項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとします。
- ・ わなの設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることの無いよう実施することとします。

エ 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・ 鳥獣保護管理法第 12 条第 1 項第 3 号又は第 2 項で禁止又は制限された捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第 15 条第 1 項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこととします。
- ・ 同法第 35 条第 1 項で特定猟具使用禁止区域として指定されている区域においては、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこととします。
- ・ 同法第 36 条に基づき危険猟法として規制される手段による捕獲を行わないこととします。
- ・ 銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第 38 条において禁止されている行為を行わないこととします。

※ わなを使用することとしているため、上記の規定は通常は適用されません。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲したアライグマ等は、原則として、できる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとします。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育やその他の公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すこととします。

なお、いわゆる里親制度として、引き取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、市は、飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとします。

〔伝達すべき要件〕

- ・ 外来生物法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること（許可要件は下記の通り）
- ・ 捕獲された個体を速やかに引き取りことができること
- ・ 一定期間ごとに、引き取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取り扱いの状況及び当該内容を示した写真）について市に報告すること。

〔参考：防除された個体等の引取飼養等の許可要件（環境省通知）〕

- ・ 飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること
- ・ 許可後の取り扱い方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が十分理解していること
- ・ 次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること
 - 飼養等をするのできる数量の上限を定めること
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
 - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
 - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
 - 一定期間ごとに、引き取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること
 - 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」

(平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号)

処分動物の処分方法は、「科学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされています。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成 8 年動物処分法関係専門委員会編、(社) 日本中医師会発行)や米国学会 (AVMA) により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとします。

⑥ 殺処分後の個体処理

山野に放置せずに、速やかに処分することとします。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、本市の一般廃棄物処理施設で焼却することのほか、埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとします。

(2) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、様式第 3 号により、設置したわな 1 基ごとに 1 枚の捕獲記録票を作成し、本市担当課に提出するものとします。

本市担当課は、当該捕獲記録票を基に、様式第 4 号により捕獲報告書を取りまとめ、所管の県民局担当課に提出することとします。

(3) モニタリング

本市は、生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努めます。

- ① 本市は、市民や捕獲従事者から収集したアライグマの目撃情報、捕獲情報を「特定外来生物目撃等調査票」(様式第 5 号)に記録し、様式第 6 号のとりまとめ表により所管の県民局担当課に提出することとします。
- ② 捕獲した個体は、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てます。

(4) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

自治会や農区等地域ぐるみで、アライグマ等の生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画と協働により、被害の事前回避、軽減を図ります。

① 侵入の予防措置

ア 誘因条件の排除

次のことを普及啓発します。

- ・ 農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。

- ・ 犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・ 残飯を屋外に放置しない。
- ・ ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネットをかける。

イ 家屋等への侵入防止

アライグマは、樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等に棲みつき、繁殖する場合があるため、アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように、換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止するよう市民への普及啓発を行います。

② 被害発生防止措置

ア 防護柵の設置

アライグマ等の防護柵としては、通常金網やその他網等の場合、登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため、現在最も効果があるとされている電気柵の設置が基本となります。

- ・ 電気柵の場合には、周囲の安全に十分注意するものとします。また、草が架線に接触すると漏電して通電しないため、草刈りを行うか、地面から数10cmにトタンを設置し架線を地面から離すことを普及啓発します。
- ・ 果樹の被害対策として、被害木の根本にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効です。

イ 侵入箇所からの追い出し

アライグマが、人家の屋根裏、廃屋、空き家等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所をふさぐようにします。

8 調査研究

防除実施計画の策定のアライグマについては、兵庫県立人と自然の博物館による調査結果を参考に又ヌートリアについては、兵庫県立森林動物研究センターによる調査結果を参考にしました。

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係研究機関の協力を得て調査研究を進めるものとします。

9 普及啓発

多くの市民が、自然や生物多様性、外来生物などの関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報パンフレットの作成などを検討します。

【普及啓発のポイント（アライグマ）】

(1) アライグマ問題発生背景

- ① アライグマは、愛玩動物として日本に大量に輸入され販売されました。しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難であったことから、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものです。今日の様々な被害の発生は、業者及び飼い主の無責任な対応による結果であると言えます。
- ② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。
- ③ 家庭で愛玩動物を飼う場合は、死ぬまで愛情と責任を持って飼育する必要があります。

(2) アライグマ問題に対する私たちの責務

- ① 前述のとおり人間の責任ではありますが、アライグマがかわいそうだけでは問題は解決しません。現状はアライグマによって農業被害や住居被害に悩む市民があり、居場所がなくなり命を失うタヌキや捕食される鳥がいます。人間が起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考えます。
- ② 既に野生化しているアライグマは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分）を進める必要があります。また、可能な場合、できる限り早期に排除することが、処分されるアライグマの数と投資コスト（経費）が少なく済むことになります。

【普及啓発のポイント（ヌートリア）】

(1) ヌートリア問題発生背景

- ① ヌートリアは、軍服用の毛皮を生産する目的で移入されたものが野生化したり、毛皮ブームで飼育が流行した後、毛皮価格の暴落に伴い野に放たれて野生化しました。今日の様々な被害の発生は、そのことが起因していると言えます。
- ② 外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。

(2) ヌートリア問題に対する私たちの責務

- ① 前述のとおり人間の責任ではありますが、ヌートリアがかわいそうだけでは問題は解決しません。ヌートリアによる被害は、もとはと言えば、人間が引き起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考えます。

- ② 既に野生化しているヌートリアは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境、生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分（安楽死））を進める必要があります。また、可能な場合、できる限り早期に排除することが、処分されるヌートリアの数と投資コスト（経費）が少なくて済むことになります。

(様式 1)

姫路市アライグマ等防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

番号	捕獲を行う エリア	従事 者数	従事者氏名	従事者住所	区分	狩猟免許及び狩猟者登録		
						番号	交付年月日	交付機関名
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

狩猟免許及び狩猟者登録欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入する。

(様式 2)

第 号		注意事項		
姫路市アライグマ等防除実施計画 に基づく捕獲従事者証 姫路市長		1 当該従事者証は、アライグマ等の捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。 2 当該従事者証は、従事者本人が厳重に保管し、他者に使用させてはならない。 3 当該従事者証は、捕獲期間終了後 2 週間以内に姫路市長に返納しなければならない。 返納の際には、下表並びに別紙に捕獲記録を記載する。		
住 所		捕獲年月日	捕獲頭数	備 考
氏 名				
生 年 月 日				
目 的				
捕 獲 区 域				
捕 獲 期 間				
捕 獲 方 法				
捕獲後の処理				
備 考		計		
		(詳細は、別紙捕獲記録表に記入)		

(様式3)

姫路市アライグマ等防除実施計画に基づくアライグマ捕獲記録表

1 捕獲の状況等

捕獲従事者氏名：_____

捕獲場所 (できる限り詳細に記載)	わなの設置期間	捕獲 頭数	捕獲個体情報(個体ごとに記載)	使用した餌
(わな番号：)	設置日 年 月 日	頭	(個体No.1) 鳥獣名： 1 捕獲年月日： 年 月 日 2 性別：(オス・メス・不明) 3 体重： kg	
			(個体No.2) 鳥獣名： 1 捕獲年月日： 年 月 日 2 性別：(オス・メス・不明) 3 体重： kg	
	回収日 年 月 日		(個体No.3) 鳥獣名： 1 捕獲年月日： 年 月 日 2 性別：(オス・メス・不明) 3 体重： kg	
			(個体No.4) 鳥獣名： 1 捕獲年月日： 年 月 日 2 性別：(オス・メス・不明) 3 体重： kg	

2 錯誤捕獲の状況

捕獲した動物の種	捕獲年月日	使用した餌、その他特記事項

【記入上の注意】

- 1 設置したわなごとに作成してください。(3基設置の場合は3枚作成)
- 2 性別がわからない場合は「不明」と記載
- 3 捕獲できなかった場合は、捕獲頭数を「0」とし、捕獲場所、わな設置日、回収日、使用した餌を記入する。

(様式 4)

姫路市アライグマ等防除計画に基づくアライグマ捕獲報告書（県報告用）

市町名：姫路市

[illegible]

わなごとに1行を使って記入(捕獲できなかった場合も記入)

捕獲できなかった場合は、捕獲頭数「0」とし、捕獲場所、わな設置日、わな回収日、使用した餌等について記入する。

(様式5)

鳥獣名	
-----	--

特 定 外 来 生 物 目 撃 等 調 査 票

市町名	姫路市
調査票番号	
局部課名	
記入者氏名	

※調査票番号は、通し番号とする。

1 目撃情報

頭数	頭（成獣 頭、幼獣 頭）
目撃日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分頃
目撃場所	
場所のメッシュ番号	（鳥獣保護区等位置図の番号を記入）
目撃地の状況	住宅地・公園・自社・道路・農地・森林・池・河川 その他（ ）
アライグマの行動 ①何をしていたか ②どこに向かったか ③被害があったか （具体的内容） ④巣（ねぐら）はあるか （痕跡のみ目撃の場合はその旨記載）	① ② ③農林業被害、貴重な動植物被害、人身被害・家畜等環境衛生被害、 被害なし 〔 ④ 〕
目撃者市名等 ※個人情報のため取扱注意	住 所 氏 名 連絡先

2 目撃に対する市町の対応状況

--

3 捕獲情報

頭数	頭（成獣 頭、幼獣 頭）
目撃日時	令和 年 月 日 時 分頃
目撃場所	
場所のメッシュ番号	
目撃地の状況	住宅地・公園・農地・森林・その他（ ）
捕獲根拠法令	鳥獣保護管理法 ・ 外来生物法

※ 地図（市町管内図）に目撃及び捕獲位置を調査票番号で記入

様式 6

特定外来生物目撃情報とりまとめ表

						市町名	姫路市	
						特定外来生物名		
番号	年月日	区分 (○印)	頭数 (頭)	場所	目撃(捕獲) 地の状況	特定外来生物の行動	被害の有無 (有の場合は内容)	備考
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						
		目 撃 捕 獲						

特定外来生物目撃等調査票から転記する。